を

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二五

に、「一・二一」を「一・一二」に、「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇四」を「一・〇五」に、「〇・九六」を

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇

を「〇・九七」に、

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	〇・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年七月三十一日以前の日に係る船員保険法の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。